

京都市訓令甲第 1 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 6 月 28 日

京都市長 門 川 大 作

別表会計室長の項第 7 号中「証紙取扱員」を「物品取扱員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

( 行 財 政 局 人 事 部 人 事 課 )